入札公告（説明書）

令和8年9月28日
東日本高速道路株式会社　関東支社　支社長　金田　泰明

次のとおり一般競争入札について公告します。
なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。
よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。
また、本工事は、競争参加資格を有するとNEXCO東日本が認めた者のうち、本工事に係る技術的能力に関する事項を評価することにより、一定の技術水準に達した者を選抜（以下、「一次審査」という。）し、選抜された競争参加者に技術提案書の提出を求め技術評価（以下、「二次審査」という。）を行う「段階的選抜方式」により競争入札を行います。なお、本工事における評価値算定に用いる技術評価点は二次審査における技術評価点です。

１．調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	長野自動車道　犀川橋床版取替工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本　関東支社　支社長　金田　泰明
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本　関東支社　技術部　調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2.入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	参考積算条件書の掲載	「有」
1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	・本件は「質問一括回答試行対象」である。 ※詳細については、本書2-16、2-17及び別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

２．入札手続き日程

入札公告日		令和8年9月28日
2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年11月11日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和8年11月11日　16時00分まで ※共通入札公告2-3に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正１部・副１部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 【提出書類】 (1)　競争参加資格確認申請書（様式1） (2)　担当者連絡先届（様式2） (3)　技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。） (4)　技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)（様式4） (5)　特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）
2-4	競争参加資格確認結果通知日並びに技術提案書の提出者の選抜及び提出要請日	令和8年12月10日を予定 ※一次審査の結果の通知として、選抜された競争参加者に技術提案書の提出要請を行う。 ※評価点については、契約情報公表要領に基づき、本工事の契約締結後、遅滞なく当社ホームページで公表する。
2-5	競争参加資格がないと認めた理由並びに技術提案書の提出者の非選抜理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで

2-6	技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和9年1月27日　16時00分 ※共通入札公告2-3-5.(3)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合は、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、正１部、副３部を提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備のある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、入札に参加することができないものとする。 【提出書類】 (1)　技術提案意思確認書（様式―提案1） (2)　技術提案書（様式―提案2）
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	【実施期間】 令和9年2月10日から令和9年2月25日までを予定 【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案意思確認書（様式―提案1）に記載された競争参加者の担当者宛て別途連絡を行う。
2-8	改善技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和9年3月11日　16時00分 【提出方法】 本書2-6に示す技術提案書の提出方法と同じ
2-9	技術提案書の採否通知日	令和9年4月1日を予定 ※本書2-4に示す技術提案書の提出を要請された者以外の競争参加者による技術提案書については評価を行わず、採否の通知も行わない。 ※評価点については、契約情報公表要領に基づき、本工事の契約締結後、遅滞なく当社ホームページで公表する。

2-10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和9年1月27日　16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス［赤］』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。 【提出書類】 参考見積書(様式5、6) また、本書2-4に示す技術提案書の提出を要請された者以外の競争参加者による参考見積書は無効とする。
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和9年2月10日から令和9年2月25日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和9年3月11日　16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ

2-13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和9年5月27日　16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり） また、本書2-4に示す技術提案書の提出を要請された者以外の競争参加者による入札は無効とする。 ※共通入札公告1-6(5)に示す事項を十分に確認のうえ提出することとし、入札時に提出する単価表における見積対象項目の総額は入札者自身が提出した最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を上限とし、これを超えた場合は入札無効とする。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。 【提出書類】 (1)　入札書 (2)　単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） 単価表の単位表記は、「ℓ」の場合は「Ｌ」、「㎡」の場合は「m2」、「㎥」の場合は「m3」と記載し、提出すること。 (3)　入札金額内訳書(入札者に対する指示書【電子入札】様式2-2) (4)　総合評定値通知書（経審）の写し (5)　入札ボンド
2-14	開札日時	令和9年5月28日　10時00分
2-15	開札場所	本書1-4.に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付質問内容】 質問書A：　申請書等に関する質問 質問書B：　見積対象項目に関する質問 質問書C：　技術提案書に関する質問 質問書D：　設計図書に関する質問 【受付期間】 質問書A：　入札公告の日から令和8年10月20日 16時00分まで 質問書B：　入札公告の日から令和9年1月5日 16時00分まで 質問書C：　入札公告の日から令和9年1月5日 16時00分まで 質問書D：　入札公告の日から令和9年4月1日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。 ※2-3に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（段階的選抜方式の場合は非選抜者、プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。
2-17	質問に対する回答日	【回答内容】 質問書A：　申請書等に関する質問に対する回答 質問書B：　見積対象項目に関する質問に対する回答 質問書C：　技術提案書に関する質問に対する回答 質問書D：　設計図書に関する質問に対する回答 【回答日】 質問書A：　令和8年10月27日 質問書B：　令和9年1月13日 質問書C：　令和9年1月13日 質問書D：　令和9年4月26日 【回答方法】 NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。 上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。 ※詳細については、別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告2-5-11に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。 【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで 【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本　関東支社　技術部受付 【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。 【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告2-5-11.(5)及び(6)を参照のこと。
2-19	資料の掲載 （参考積算条件書）	【掲載資料】 ・参考積算条件書（その1） 　競争参加希望者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。 ・参考積算条件書（その2） 　競争参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。 【掲載場所】 弊社HPの長野自動車道　犀川橋床版取替工事_案件情報_その他情報に掲載。 【掲載日】 参考積算条件書（その2）については令和9年4月26日を予定 【その他注意事項】 (1)参考積算条件書は、競争参加希望者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第１条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2)本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一切応じられない。 (3)参考積算条件書（その1）に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。 (4)本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 (5)本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 (6)本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。

競争参加資格要件等一覧表

工事件名			長野自動車道　犀川橋床版取替工事			
調達手続の概要	競争契約の方法		一般競争入札方式			
	落札者の決定方法		総合評価落札方式	技術提案評価型		
	評価値の算出方法		加算方式			
	見積活用方式の有無		有			
	段階的選抜方式の有無		有			
	入札ボンド		対象			
	履行ボンド		対象			
	JV募集対象		対象			
	審査時期		事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	下記に示すすべての工事種別に係る「令和　　7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。			
		工事種別	橋梁補修工事			
		等級	Ns	Ns又はNで構成する2者JV	Ns又はNで構成する3者JV	
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業（以下、「元請」という）として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。			
		同種工事	a)　道路橋において、プレキャストPC床版、場所打ちPC床版、RC（中空）床版のいずれかによる床版の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む）又は取替を実施した工事 b)　自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）			
		留意事項	a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 特定JVにあたっては、すべての構成員が「同種工事a)」の施工実績を有すること。「同種工事b)」は特定JVの いずれかの構成員が有すればよい。 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ）又はロ）に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ）甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20%以上であること。 ロ）乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。			
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名）　長野自動車道　犀川橋拡幅検討業務	受注者名）　八千代エンジニヤリング（株）		
			業務名）　【県】令和4年度　国補道路改築（地域連携）事業に伴う設計業務	受注者名）　（株）エイト日本技術開発		
			業務名）　【県】令和6年度　国補道路改築（地域連携）事業に伴う設計業務	受注者名）　（株）千代田コンサルタント		
		施工管理業務の受注者	業務名）　長野工事事務所管内　橋梁耐震補強施工管理業務	受注者名）　（株）朝日コンサルタント		
			業務名）　長野工事事務所管内　橋梁耐震補強施工管理業務	受注者名）　（株）りょうま		
			業務名）　長野工事事務所　トンネル改良工事区施工管理業務	受注者名）　（株）アジア共同設計コンサルタント		
			業務名）　関東支社管内橋梁施工管理業務	受注者名）　（株）拓進工営		
			業務名）　令和6年度　関東支社管内　土木工事積算支援業務	受注者名）　（株）施工技術研究所		
	その他		－			
継続契約方式の対象			対象外	－	当初工事名	－
				－	対象となる後発工事名（その1）	－
				－	対象となる後発工事名（その2）	－

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

<table>
<tr><td rowspan="5">契約履行要件
(契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)</td><td rowspan="4">配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求める項目</td><td>資格要件(1)</td><td>主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。
本工事に対応する建設業法の許可業種 ： 土木工事業又は鋼構造物工事業のいずれか
なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
また、特定JVの場合は構成員毎に資格を有すること。</td></tr>
<tr><td>対象となる施工経験</td><td>現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。</td></tr>
<tr><td>同種工事</td><td>a)　道路橋において、プレキャストPC床版、場所打ちPC床版、RC(中空)床版のいずれかによる床版の新設(プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む)又は取替を実施した工事</td></tr>
<tr><td>留意事項</td><td>当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。
イ)甲型共同企業体の構成員としての実績の場合(乙型の分担工事を甲型とする場合を含む)は、出資比率が20%以上であること。
ロ)乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。
なお、施工経験における従事役職は問わない。
また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、上記資格要件を満足しなければならない。
さらに、特定JVの場合は構成員のうち1者の技術者が工事経験を有すれば良い。</td></tr>
<tr><td>配置予定技術者(設計管理技術者及び照査技術者)に求める項目</td><td>資格要件(2)</td><td>設計管理技術者、照査技術者の両者が、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。
<table>
<tr><td>1</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設－鋼構造及びコンクリート</td></tr>
<tr><td>2</td><td>技術士</td><td>建設部門</td><td>鋼構造及びコンクリート</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">上記2と同等の能力と経験を有する者※1</td></tr>
<tr><td>4</td><td>国土交通省登録技術者資格</td><td>橋梁</td><td>計画・調査・設計</td></tr>
<tr><td>5</td><td>RCCM</td><td>鋼構造及びコンクリート</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>特別上級土木技術者</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>7</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースA</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>8</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースA</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>9</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>上級土木技術者コースB</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
<tr><td>10</td><td>土木学会認定土木技術者</td><td>1級土木技術者コースB</td><td>鋼・コンクリート</td></tr>
</table>
※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。
※　上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>－</td></tr>
</table>

技術評価項目及び技術評価基準（一次審査）

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点（満点） ※一次審査時のみ有効	100点

評価項目			評価基準
施工の確実性	競争参加希望者	同種工事の施工実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 評価対象とする同種工事 a）　：　道路橋において、プレキャストＰＣ床版、場所打ちＰＣ床版、ＲＣ（中空）床版のいずれかによる床版の新設（プレキャストセグメント工法により新設した床版を含む）又は取替を実施した工事

評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目
1)同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が9000m2以上」の施工実績を有する。	30.000点	30.000点	－
2)同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が7200m2以上9000m2未満」の施工実績を有する。	24.000点		
3)次のＡ又はＢを満たすこと Ａ：同種工事a)の受渡しが令和6年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が4500m2以上7200m2未満」の施工実績を有する。 Ｂ：同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が9000m2以上」の施工実績を有する。	18.000点		
4)同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が7200m2以上9000m2未満」の施工実績を有する。	12.000点		
5)次のＡ又はＢを満たすこと Ａ：同種工事a)の受渡しが令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降で、「床版取替の施工数量が4500m2以上7200m2未満」の施工実績を有する。 Ｂ：同種工事a)の受渡しが令和4年3月31日以前で、「床版取替の施工数量が9000m2以上」の施工実績を有する。	6.000点		
6)上記に該当しない	0.000点		

◇留意事項

１．特定建設工事共同企業体（以降、「共同企業体」という）での申請の場合、申請書等に記載の「代表者」の施工実績に基づき評価を行うものとする。

評価項目			評価基準
施工の確実性	競争参加希望者	技術提案書作成にあたっての課題と着目点	提出された技術資料を次の評価基準に基づき評価する。 「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」に記載された内容を各評価者が下表の評価基準に基づき、評価項目毎に各入札参加者を相対的に評価する。評価を行い、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその評定点とする。 評価については、「設計図書・現場条件において想定される課題」については課題の抽出が適切であったか、「想定された課題に対する技術提案作成にあたっての着目点」については適切な着目点が記載されているかの観点で評価する。

評価項目	評価点	配点	履行確認対象項目
二次審査における技術提案【提案１】の提案書作成にあたっての課題と着目点	20点	60点	－
二次審査における技術提案【提案２】の提案書作成にあたっての課題と着目点	20点		－
二次審査における技術提案【提案３】の提案書作成にあたっての課題と着目点	20点		－

評価基準	評価点
1）参加者の中で、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け非常に優れた着目点であり、極めて有効な技術提案が期待できる	評価点の5/5 （優）
2）（優と良の中間である）	評価点の4/5 （良上）
3）優の者と比して、設計図書・現場条件を理解した課題抽出、かつ課題に基づく技術提案に向け優れた着目点であり、特に有効な技術提案が期待できる	評価点の3/5 （良）
4）（良と可の中間である）	評価点の2/5 （良下）
5）一般的な課題抽出、技術提案に向けた着目点である	評価点の1/5 （可）
6）・課題又は着目点いずれかが未記入の場合 ・技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料」に抵触する場合　等	0.00点

◇留意事項

１．技術資料作成説明書「6.様式4「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」記載上の注意事項及び証明資料」を参照のうえ作成すること。

<table>
<tr><td rowspan="2">施工の確実性</td><td rowspan="2">競争参加希望者</td><td>品質、環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1)品質管理マネジメントシステム（ISO9001）
2)環境マネジメントシステム（ISO14001）
3)労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001/COHSMS）
の取得状況
※3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。</td><td>①　左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち２つ以上を取得している</td><td>5.00点</td><td rowspan="3">5点</td><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>②　左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち１つを取得している</td><td>2.50点</td></tr>
<tr><td>③　上記に該当しない</td><td>0.00点</td></tr>
</table>
◇留意事項
１．取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。
２．取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出がない場合は、評価しない。
３．共同企業体での申請の場合は、各工事種別の代表者が提出を行うものとする。
代表者からの提出がなかった場合、または代表者以外からの提出があった場合は、0点とする。</td></tr>
<tr><td>環境負荷の軽減</td><td>カーボンニュートラルへの取り組み</td><td>提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。
<table>
<tr><th colspan="2">評価基準</th><th>評価点</th><th>配点</th><th>履行確認対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="5">次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。
1)現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する
2)元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する
3)現場※3で使用する電力として電力会社やエネルギー供給会社から再生可能エネルギー電力※4を購入する
4)その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する

※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう
※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう
※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう
※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう</td><td>①　左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む</td><td>5.00点</td><td rowspan="5">5点</td><td rowspan="5">○</td></tr>
<tr><td>②　左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む</td><td>3.75点</td></tr>
<tr><td>③　左記の1)～3)のうち、1つを取り組む</td><td>2.50点</td></tr>
<tr><td>④　左記の4)を取り組む</td><td>1.25点</td></tr>
<tr><td>⑤　左記のいずれも取り組まない</td><td>0.00点</td></tr>
</table>
◇留意事項
１．評価基準における1)から4)については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。
２．取り組みは当該工事の建設現場において実施が確認できるものとし、安全や目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。
３．共同企業体での申請の場合、各工事種別の代表者が提出を行うものとする。
代表者からの提出がなかった場合、または代表者以外からの提出があった場合は、0点とする。
４．評価基準における4)については、複数の取り組み内容が記載された場合であっても、１つの取り組みとして評価するものとする。
また、取り組み内容の記載が本店・支店での取り組みなど、明らかに当該工事の建設現場以外である場合は、評価しないものとする。
なお、この場合において、評価基準における1)から3)のいずれも取り組まず、4)のみの取り組みである場合は、評価しないものとする。
５．競争参加資格確認申請書において取り組むとした項目においては、履行義務が生じるものとする。なお、評価基準における4)において、複数の内容が記載された場合は、記載した内容すべてに対し履行義務が生じるものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">技術提案書の提出者を選抜する方法</td><td colspan="2">技術提案書の提出者の選定方法は次のとおりとする。

『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満たす者（以下、「有資格者」という。）の競争参加資格申請書類を評価し、評価点の上位５者を選抜するものとする。（小数第４位以下切捨て）
なお、有資格者が５者以下の場合は、一次審査を行わず、全ての有資格者を選抜するものとする。
また、評価点が同点の者が複数いる場合で、５者を超える場合は、評価点が同点の者を含めて選抜するものとする。
ただし、技術提案書の提出者に選抜された者の辞退等により、選抜者数が５者に満たなくなった場合においては、技術提案書の提出者に選抜されなかった者を新たに選抜することは行わないものとする。</td></tr>
</table>

※経常建設共企業体については、単体企業と同様に１企業として評価する。よって、単体による募集の場合１者として、特定建設工事共同企業体による募集の場合は１構成員としてなお、評価方法については以下のとおりとする。
・施工実績については、経常建設共同企業体としての実績を評価する。構成員単体での実績は評価しない。
・品質、環境、労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況については、構成員のいずれかが取得している項目について評価する。ただし、複数の構成員が同一のマネジメントシステムを取得している場合については、「取得数」についてはこれを１つのマネジメントシステムを取得しているものとして評価する。
・カーボンニュートラルへの取組については、構成員のいずれかが取り組む内容を経常建設共同企業体としての取り組み内容として評価する。

技術評価項目及び技術評価基準(二次審査)

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型	技術評価点（満点）	30.000点

評価項目				評価点	配点	履行確認対象項目
技術提案	性能・機能等	性能・機能	【提案１】 犀川橋下り線P20-A2における、既設床版と新設RC床版の一体化を確実に図るための品質確保に関する技術提案	10.000点	30.000点	○
			【提案２】 増桁及び横桁架設時の架設精度向上に関する技術提案	10.000点		○
	社会要請	特別な安全対策	【提案３】 鋼橋の架設時(犀川橋上下線P20・A2付近）及び床版取替時(犀川橋上り線P20-A2、犀川橋下り線P13-P14)に近接する供用中車線への安全対策に関する技術提案	10.000点		○

評価基準

評価は、技術提案毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術提案の評定点とする。（小数第４位以下切捨て）

（１技術提案当り）

評価	評価基準	評価点
優	内容が具体的で着目点に優れ、かつ確実な効果が期待できる優れた提案である	10.000点
良上	優と良の中間の提案である	7.500点
良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	5.000点
良下	良と可の中間の提案である	2.500点
可（評価無）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である	0点
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	

◇留意事項

①　技術提案書は、Ａ４判１頁(片面）に評価項目で求めた提案数全てを記載すること。Ａ４判１頁（片面）を超える技術提案書が提出された場合、Ａ４判１頁（片面）に記載されている技術提案のみで評価を行い、それ以外の技術提案は評価対象としない。

②　技術提案に記載する文字の大きさは１０ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。

③　求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、次のいずれかに該当する場合は、当該技術提案は不採用とする。技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。

《不採用となる事象》

・当該工事の設計図書に適合しない場合
・関連法令に抵触する内容である場合
・当該工事で採用できない場合
・一次審査評価項目「技術提案書作成にあたっての課題と着目点(一次審査)」で記載した内容と乖離がある場合

④　記載された技術提案が評価項目で求めた提案数に満たない場合であっても、これを理由に提案無とはならず、記載された提案を対象に評価を行う。

⑤　設計図書において「設計図書の変更及び追加」が示されている場合、これらに関する技術提案は評価対象としない。

◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い

本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。
下記に関する提案は加点しない。

【提案１】コンクリートの仕様変更など、設計図書等に示す基準の範囲を超えたグレードアップに関する提案